

JAみなみ信州総合ポイント制度 会員規約

第1条 JAみなみ信州総合ポイント制度とは

JAみなみ信州総合ポイント制度は、JAみなみ信州（以下当JAという）が、「組合事業総合利用の促進と、会員へのメリットの創出による満足度の向上」および「協同の仲間を増やす事」をめざして行うサービスであり、別に定める「JAみなみ信州総合ポイント制度ポイント付与基準表」（以下「付与基準表」という）により、ポイント制度会員（以下「会員」という）の事業利用量に応じて、当JAがポイントを発行する仕組みをいう。

第2条 会員資格

会員は18歳以上の正組合員・准組合員で本規約を承認したうえで入会の申し込みをし、当JAがこれを承諾した方とします。

第3条 入会方法

所定の入会申込書に必要事項を全てご記入いただき、ご本人が申し込みするものとします。

第4条 入会金、年会費

入会金、年会費は無料です。

第5条 会員特典

- (1) 対象となる当JAの事業利用実績に応じてポイントが積立てられます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当JAが別に定める「付与基準表」をご覧ください。
- (2) 会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- (3) 累計ポイントは最寄りのJA各支所総務信用課で確認することができます。また、年1回「ポイント残高のお知らせ」をお送りいたしますので、ご確認いただくことができます。

第6条 積立ポイントの利用方法

- (1) キャッシュバックは還元可能ポイント残高が「500」ポイント以上ある会員を対象に100ポイント単位で実施いたします。キャッシュバックされたポイントは、積立ポイントから自動的に差し引かれます。なお、端数ポイントは繰越いたします。
- (2) 毎年3月と9月末営業日に、出資金連動口座へお振込み（キャッシュバック）を実施いたします。なお、口座が無い、または使用できない場合は個別にキャッシュバック先口座の変更申請を支所総務信用課にてお受けいたします。

第7条 ポイントの付与と有効期限

- (1) ポイントは会員が利用した金額等により、当JAが定める「付与基準表」に基づいて計算を行った日に付与されます。
- (2) ポイント付与の対象となるお取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは次回付与計算時に減算させていただきます。
- (3) 当JAの判断でポイント付与を停止させていただく場合がございます。
- (4) ポイントの有効期限は、ポイントが付与されたJAの事業年度の翌事業年度を1年目とし、3年度目の事業年度末（毎年2月末日）までとなります。

第8条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りのJA各支所へお申し出ください。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かずに、特典を受けられない場合がございます。

第9条 退会

- (1) 会員の都合により退会される場合は、最寄りのJA各支所へお申し出下さい。
- (2) 退会とともに組合員を脱退する場合は、別途お手続きが必要となります。
- (3) 第2条に定められた会員資格を失ったと判断できるポイント会員に対して、当JAはポイント会員に通知することなく、ポイント会員の退会処理または本規約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。なお、退会によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。

第10条 ポイント残高の消滅・譲渡

会員を退会される場合、ポイントの残高は消滅致します。なお、ポイント残高を同一世帯の会員に譲渡することもできますので、最寄りのJA各支所へお申し出下さい。

第11条 本規約の追加・変更

会員規約並びにポイントの付与基準は、諸事情により随時変更される場合がございますのでご了承ください。尚、最新の会員規約につきましては、<http://www.ja-mis.iijan.or.jp/>のインターネットアドレスにアクセスしていただくか、下記のお問合せ先（最寄のJA各支所）にお問い合わせ下さい。

第12条 個人情報の収集・保有・利用

- (1) 会員は当JAが入会後の会員管理およびポイントサービスの提供を含むJA各事業サービスの履行のため、以下の情報に保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意していただきます。
 - ① 住所、氏名、生年月日、自宅電話番号、メールアドレス、他所定の申込書に記入・申告された事項。
 - ② 利用実績、利用明細、お問い合わせ内容等。
- (2) 会員は当JAが各店舗におけるポイントサービス利用情報を下記の目的のために利用することに同意していただきます。
 - ① 当JAの信用・共済・購買・販売・加工利用等実施事業における市場調査、商品開発。
 - ② 当JAの実施事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。
 - ③ 当JAの実施事業におけるアフターサービスの提供。
 - ④ 全農長野県本部およびJAの子会社との共同利用。
 - ⑤ 第三者への営業アドバイスに利用するための個人認識ができない程度の統計的情報を作成すること。
- (3) 当JAが行う事業の詳細につきましては、下記ホームページにて確認いただけます。
ホームページ (URL) <http://www.ja-mis.iijan.or.jp/>
- (4) 会員は、当JAが本規約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意していただきます。

附則

本規約は、平成 22 年 3 月 1 日より施行する。

本規約は、令和 2 年 8 月 1 日より改正施行する。

本規約は、令和 2 年 10 月 1 日より改正施行する。

本規約は、令和 3 年 4 月 1 日より改正施行する。

【JAみなみ信州総合ポイント制度に関するお問合せ先】

次の最寄りの支所まで

松川支所・高森支所・豊丘支所・喬木支所・上郷支所・飯田支所・鼎支所・松尾支所・伊賀良支所・山本支所・
竜丘支所・下久堅支所・阿智支所・阿南支所・下条支所・南信濃支所